

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、財政援助団体等監査を新庄市監査基準に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 3 年 6 月 29 日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 石川 正志

記

- 1 監査の種類 財政援助団体等（指定管理者）監査
- 2 監査の対象 本合海児童センター(指定管理者 本合海児童センター管理委員会)
令和 2 年度の施設管理に関する事務の執行について
- 3 監査の期間 令和 3 年 5 月 21 日から令和 3 年 6 月 9 日まで

4 監査の着眼点

指定管理事業について、令和 3 年度新庄市監査計画の「監査の着眼点」及び「監査の重点事項」により実施した。

(監査計画の監査の着眼点)

- ①公正で合理的かつ効率的な行政運営がなされているか。
- ②収納事務における領収書、帳簿等の整備、記帳は、適正に行われているか。
また、現金及び切手等の保管及び取扱いは適正か。
- ③契約事務は、関係法令に基づき公正かつ的確に行われているか。
- ④工事、修繕、業務委託等の設計、施工、検査は、適正に行われているか。
- ⑤補助金等の交付は、関係法令等に基づき目的が明確で補助額等が適正であるか。
- ⑥公有財産及び物品の維持管理は、適正に行われているか。
- ⑦リスクの高い事務等の管理が、適正に行われているか。
- ⑧前回の監査で指摘された事項は、改善されているか。

(監査計画の監査の重点事項)

- ①使用料、手数料等で料金改定等が、適切に反映し徴収され、関係帳簿書類が関係例規に基づき適正に整備されているか。

②行政財産の目的外使用許可等は、適正に行われているか。

③支出に関する事務は、関係法令、関係例規等に基づき適正に行われているか。

5 監査の実施内容

監査対象団体に監査資料の提出を求め、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取することにより監査を実施した。

6 監査の結果

指定管理事業について監査した結果、関係帳簿を照合確認したところ、計数的に正確であると認めた。また、施設の管理運営についても概ね妥当であった。